③　同一工種に複数の構成員がいる場合は、その工種ごとに全ての構成員が均等割の10分の６以上の出資比率であること。

④　異工種JVの代表者は、構成員において決定されたものとすること。

⑻　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までに、首都高速道路株式会社から競争参加停止措置準則（平成17年準則第22号）に基づく競争参加停止を受けていないこと。

⑼　本工事と同一工種の首都高速道路株式会社発注工事において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から過去２年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去１年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。

⑽　首都高速道路株式会社発注工事において、工事成績の平均が2023年度及び2024年度の２年間連続して60点未満である者でないこと。

3　技術資料等に関する事項

⑴　技術資料等の審査項目

技術資料等の審査項目は下記のとおりである。

①　品質管理及び安全管理

②　施工計画及び施工管理

③　入札時VE提案

⑵　技術資料等の評価項目

技術資料等の評価項目は下記のとおりである。

①　品質管理及び安全管理

②　施工計画及び施工管理

⑶　入札時VE提案書の提出

入札時VE提案書の作成に当たっては、入札説明書に従い、基本条件を満足するよう十分な検討を行い、入札説明書に示す様式により入札時VE提案書を提出すること。なお、入札時VE提案書は、本工事に関連する資料で示される要件を満足させるものであり、本工事における構造及び施工方法として適正であるものとする。入札時VE提案項目は下記のとおりである。

・施工上の工夫によるVE提案

⑷　ヒアリング

提出された入札時VE提案書を踏まえ、ヒアリングを実施する。ヒアリングは、VE提案内容、前提条件、適用条件及び検証内容等の確認を行う。

ヒアリングを通じて、競争参加者に提案を改善する機会を設ける。なお、特定の者が有利になるような指示等は行わない。

⑸　VE提案の採否

ヒアリングを踏まえた入札時VE提案書に対し、採否を通知する。なお、不採用となった場合も競争参加入札を認める。

4　落札方式に関する事項

⑴　総合評価の方法

落札者の決定方式は上記２に示す競争参加資格要件を満足し適正と認められる場合、標準点の100点が付与され、上記３⑵に応じて評価した技術評価点（配点30点）を加えて、入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）によって決定する総合評価方式とする。

なお、評価値は、すべての入札参加者の評価値に同値を乗じた上で１以上となるまで算出するものとし、小数点第４位以下を四捨五入する。ただし、小数点第４位以下を四捨五入することで数値が同じになってしまう場合は、四捨五入をせず差が出る値を基準に、落札者を決定する。

⑵　落札者の決定方法

①　最終技術資料等に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最終技術資料等及び入札価格から上記４⑴によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

②　上記４⑵①において、評価値が最高となる者が２者以上あり、全ての者の入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合においては、入札時VE提案が採用された者を落札者又は調査（低入札価格調査又は特別重点調査）対象者とする。

③　上記４⑵①及び４⑵②において、評価値が最高となる者が２者以上あるときは、その中で最も入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合には、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。

⑶　低入札価格調査等

予定価格を大幅に下回る入札について、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するための調査（低入札価格調査）又は重点的に調査して判断するための調査（特別重点調査）を行う。

低入札調査基準価格は、以下の方法により算出し、予定価格相当額の75％から92％までの範囲内で定める。

低入札調査基準価格＝（直接工事費×97％＋共通仮設費×90％＋現場管理費×90％＋一般管理費等×68％）×1.10

特別重点調査基準価格は、以下の方法により算出する。

特別重点調査基準価格＝（直接工事費×90％＋共通仮設費×80％＋現場管理費×80％＋一般管理費等×30％）×1.10

ただし、入札時VE提案が採用された場合は、入札価格に入札者の申込みに係る価格の積算内訳の該当縮減金額を加算した額を用いて判断する。なお、低入札価格調査及び特別重点調査の調査事項については、首都高速道路株式会社の契約規則実施細則に規定している。

⑷　入札不調となった場合の取り扱い

本工事の入札が不調となった場合、「競争入札後の価格交渉方式（見積審査タイプ）」に移行する場合がある。

「競争入札後の価格交渉方式（見積審査タイプ）」とは、入札不調発生後、上記４⑴によって得られた評価値が最高の入札者１者（評価値が最高の入札者が２者以上あるときは、入札説明書10⑺②イに準ずる。）を当該協議対象者として選定し、価格交渉を行い、交渉において妥当性を確認した上で、標準積算した設計金額を上回ってもその内容を反映することが可能な契約方式である。

5　入札手続等

⑴　担当課　首都高速道路株式会社　更新・建設局　総務・経理課
〒101―0054 東京都千代田区神田錦町２－２－１（KANDA SQUARE 17階）
電話03―6803―3696（ダイヤルイン）

⑵　「入札説明書」等の交付

①　交付期間　令和７年12月５日（金）から令和８年１月15日（木）午後４時まで

②　「入札説明書」等（競争参加資格確認申請書、入札説明書、工事請負契約書案、工事請負現場説明書、基本条件図書、金額を記載しない設計書、特記仕様書、工事計画概要書、参考図書）は下記サイトより入札参加希望者に無償で交付する。

・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）
https://www.shutoko.co.jp/business/bid/

③　交付資料のダウンロード操作手順

上記サイトにて、該当工事の入札公告等資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先URL及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（CD―R等の配布）により無償で交付するので、上記５⑴の担当課まで申し出ること。

⑶　競争参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

①　電子入札システムによる場合

ア　競争参加資格確認申請書（電子入札システムにより提出すること。）

・受付期間：令和７年12月８日（月）午前10時から令和８年１月15日（木）午後４時まで

※特定JVを結成する場合、特定建設工事共同企業体協定書の写し及び特定建設工事共同企業体申請書は、技術資料等の提出と合わせて書面により提出すること。

異工種JVを結成する場合、異工種建設工事共同企業体協定書の写し及び異工種建設工事共同企業体申請書は、技術資料等の提出と合わせて書面により提出すること。